

平成27年10月29日

生命保険窓販商品の追加

## － 明治安田生命『やさしさ二重奏』を取扱開始 －

＜正式名称：5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険＞

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成27年11月2日（月）から、介護保障を組み込んだ一時払終身保険『やさしさ二重奏』（引受保険会社：明治安田生命保険相互会社）の販売を開始いたします。

当行は、充実した生命保険窓販商品のラインナップにより、今後もお客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

### 記

#### 1. 商品名

『やさしさ二重奏』

＜正式名称：5年ごと利差配当付介護終身年金保障保険＞

（引受保険会社：明治安田生命保険相互会社）

#### 2. 販売開始日

平成27年11月2日（月）

#### 3. 商品概要

##### 『やさしさ二重奏』の主な特徴

##### I. 死亡保障が一生涯続きます<sup>(注1)</sup>

万一の場合には、一時払保険料を上回る死亡給付金をお受取りいただけます。

##### II. 所定の要介護状態に該当した場合、一生涯にわたり年金をお受取りいただけます

ご加入後に所定の要介護状態に該当した場合、その後の状態にかかわらず、継続的にかかる介護費用などに充てるための年金を一生涯にわたりお受取りいただけます。

また、介護終身年金は公的介護保険制度に連動してお支払いするため、ご請求の際にわかりやすい支払事由となっています。

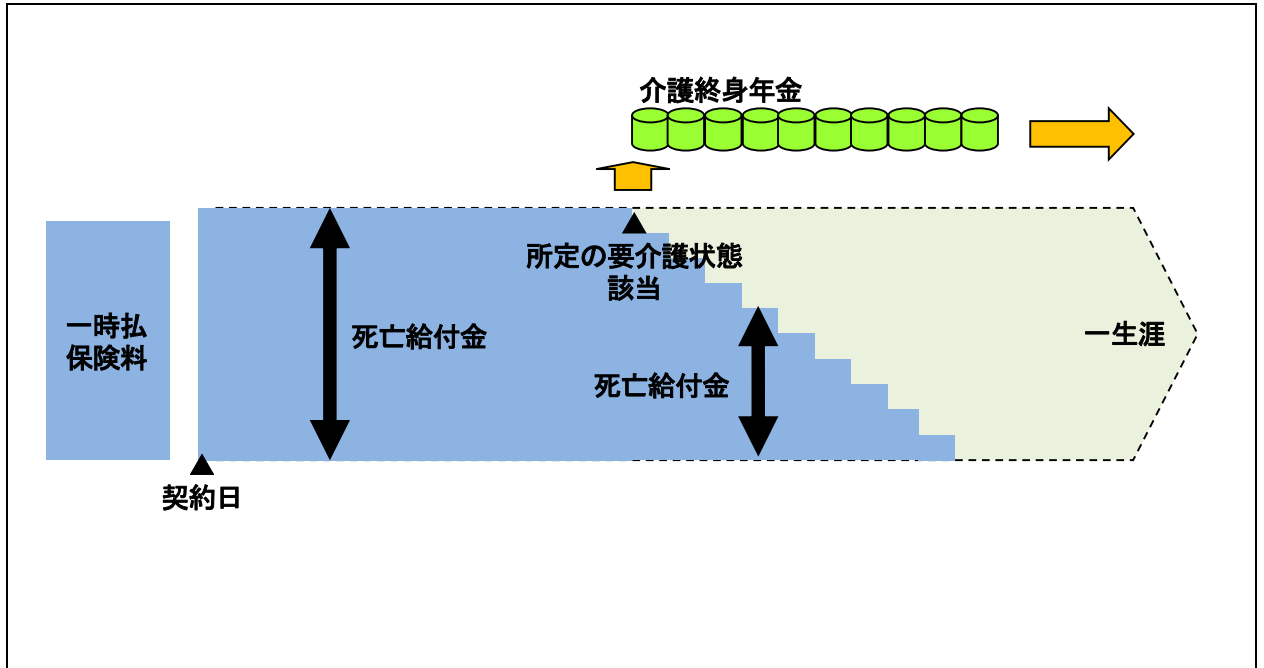
##### III. 急な資金準備にも対応いただけます

解約返戻金<sup>(注2)</sup>を活用することで急な資金準備にも対応いただけます。

(注1) 介護終身年金の年金開始後は、死亡給付金額は遡減し、第10回の介護終身年金のお支払い以降は、死亡給付金のお支払いはありません

(注2) ご加入後、一定期間が経過していない場合には、払い込まれた保険料を下回る場合があります

(1) 商品のしくみ図



(2) 保障内容

種類	支払事由	年金額・給付金額
介護終身年金 (注3)	1. 第1回の介護終身年金 被保険者が責任開始時以後に発病した疾病または発生した傷害によって、次のいずれかの要介護状態に該当したとき ①公的介護保険制度の「要介護3、4または5」と認定され、その効力が生じたとき ②寝たきり・認知症による要介護状態が180日以上継続したと医師により診断確定されたとき	介護終身年金年額
	2. 第2回以後の介護終身年金 上記の第1回の介護終身年金が支払われた場合で、被保険者が年金支払日(注4)に生存しているとき	
死亡給付金	被保険者が死亡したとき	別表に定める金額(注5)

(注3) 将来の介護終身年金は一時金でのお受取りも可能です

(ただし、一時金のお受取り以降は、死亡給付金はお受取りいただけません)

(注4) 第1回の介護終身年金の支払事由発生日の年単位の応当日

(注5) 死亡給付金額は以下のとおり

年金開始前	介護終身年金年額×10
年金開始後	介護終身年金年額×(10-介護終身年金を支払った回数)(注6)

(注6) 第10回の介護終身年金のお支払い以降は、死亡給付金のお支払いはありません

(3) 主なお取扱い

契約年齢範囲	40～80歳（満年齢40歳未満は取り扱いません） <sup>(注7)</sup>
保険料払込方法	一時払のみ
介護終身年金年額の範囲	12万円～1,000万円
告知・診査方法	告知書扱・個人健康診断書扱・嘱託医扱（診査医扱）
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度の対象です <sup>(注8)</sup>

(注7) 料率改定により予定利率が低水準となる場合、契約年齢上限が80歳未満に制限される場合があります

(注8) 明治安田生命が指定した医師による診査が完了した場合、この取扱いはできません

(4) 保険料例・解約返戻率例<sup>(注9)</sup> <sup>(注10)</sup>

《保険料例》

契約 年齢	介護終身年金年額 100万円（死亡給付金額 1,000万円）	
	男性	女性
40歳	828.0万円	833.6万円
50歳	877.3万円	884.9万円
60歳	923.2万円	934.5万円

《解約返戻率例（男性の例）》

契約 年齢	経過年数			
	5年後	10年後	15年後	20年後
40歳	99.2%	102.2%	105.1%	107.7%
50歳	99.1%	101.7%	103.9%	105.7%
60歳	98.7%	100.5%	102.0%	103.3%

(注9) 2015年11月2日時点の料率を用いて計算

(注10) 保険料は千円未満を切り上げ表示、解約返戻率は小数点第2位を切り捨て表示

●ご注意いただきたい事項

- 「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」は保険会社の商品です。このため預金等とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、元本の返済や利息の支払が保証されておりません。
- 「個人年金保険」「一時払終身保険」「平準払終身保険」「医療保険」「がん保険」「学資保険」をご契約の際には、「ご契約のしおり・約款、(定款)」、「契約概要・注意喚起情報」または「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「特別勘定のしおり(変額商品のみ)」を必ずご覧ください。
- 当行(募集代理店)の行員(生命保険募集人)は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。従って、保険契約はお客さまからのお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込み状況等によっては、お申込みいただけない場合がございます。
- 引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡保険金額・解約返戻金額が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 保険会社による保険金や給付金等のお支払いについて、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。
- 保険会社への保険料のお支払いについて、保険料お支払いの猶予期間中に保険料のお支払いがない場合、ご契約は失効したり自動振替貸付が適用されます。(保険商品や保険料お支払い状況によって異なります。)失効した場合、保険金や給付金の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。くわしくは契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり等をご確認ください。

以上